

令和4年度第1回

幕別町6次産業化・地産地消推進協議会

議事次第

日時 令和5年3月24日（金）午後1時15分

場所 幕別町役場3階 3-A、B会議室

1 開会

2 議件

議案第1号 幕別町6次産業化・地産地消推進協議会会長の選任について
(議案説明資料1及び2)

議案第2号 幕別町6次産業化・地産地消推進協議会副会長の選任について
(議案説明資料1及び2)

議案第3号 幕別町6次産業化・地産地消等推進戦略の点検及び評価について
(議案説明資料3)

3 その他

4 閉会

令和4年度幕別町6次産業化・地産地消推進協議会 委員名簿（条例第2条別表）

任期 令和5年3月24日から令和7年3月23日まで

	区分	所属・職名	氏名	備考
1	農協	幕別町農業協同組合営農部長	あべ しろう 安部 史郎	
2	農協	幕別町農業協同組合営農部企画課長	すずき まきのり 鈴木 雅則	
3	農協	札内農業協同組合農産部長	たなか ひろと 田中 洋人	
4	農協	忠類農業協同組合営農部長	ふくだ たかゆき 福田 隆行	
5	農協	帯広大正農業協同組合営農振興部長	いけだ ひでき 池田 英樹	
6	商工	幕別町商工会事務局長	たち の まこと 太刀野 真	
7	事業者	北王農林株式会社常務取締役	ふじわら のぼる 藤原 昇	
8	事業者	株式会社丸勝営業・販売戦略室長	ごちよう けんじ 牛腸 健司	
9	事業者	株式会社折笠農場代表取締役	おりかさ ますお 折笠 健	
10	事業者	小笠原農園代表	おがさわら たもつ 小笠原 保	
11	事業者	株式会社 i・ふあーむ代表取締役	いわたに ふみと 岩谷 史人	
12	農業学識	十勝農業改良普及センター十勝東部支所長	なかじま りょうすけ 仲島 亮介	
13	農業学識	十勝農業改良普及センター十勝南部支所長	みやもり ひでき 宮森 秀樹	
14	金融機関	北洋銀行幕別支店長	はしざか ひでき 橋坂 英樹	
15	行政機関	幕別町経済部農林課長	たかはし しゅうじ 高橋 修二	
16	行政機関	幕別町経済部商工観光課長	にしじま まこと 西嶋 慎	
17	行政機関	幕別町忠類総合支所経済建設課長	はんた たけし 半田 健	
18	行政機関	幕別町教育委員会学校給食センター所長	くじらおか けん 鯨岡 健	

事務局（規則第5条）

	所属・職名	氏名
事務局長	幕別町 経済部長	おかだ なおゆき 岡田 直之
事務局	幕別町 経済部農林課農政係長	おの あつし 小野 敦
事務局	幕別町 経済部農林課農政係 主査	きかもと たつみ 坂本 竜巳
事務局	幕別町 経済部農林課農政係 主任	たかだ まなみ 高田 麻菜美

議案第 1 号 幕別町 6 次産業化・地産地消推進協議会会長の選任について

幕別町附属機関設置条例（令和 2 年 3 月 19 日条例第 11 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、幕別町 6 次産業化・地産地消推進協議会委員の互選により、会長を選任する。

附属機関	役職名	氏名
幕別町 6 次産業化・地産地消推進協議会	会長	

議案第 2 号 幕別町 6 次産業化・地産地消推進協議会副会長の選任について

幕別町附属機関設置条例（令和 2 年 3 月 19 日条例第 11 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、幕別町 6 次産業化・地産地消推進協議会委員の互選により、副会長を選任する。

附属機関	役職名	氏名
幕別町 6 次産業化・地産地消推進協議会	副会長	

議案第1号及び第2号説明資料

幕別町附属機関設置条例（令和2年3月19日条例第11号）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく町の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 町の執行機関は、別表の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関は、それぞれ別表の定数の欄に掲げる定数の委員をもって構成し、附属機関の組織は、それぞれ別表の組織の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第5条 会長、委員長又はこれに相当する職（以下「会長等」という。）及び副会長、副委員長又はこれに相当する職（以下「副会長等」という。）は、特別の定めがある場合を除き、委員の互選によるものとする。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、町の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する組織（以下「従前の組織」という。）の委員等である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により当該別表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、同日における従前の組織の委員等としての残任期間と同一の期間とする。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
町長	幕別町6次産業化・地産地消推進協議会	町内における6次産業化、農商工連携及び地産地消の取組に関する市町村戦略の策定及び市町村戦略に基づく事業の推進についての協議に関すること。	会長 委員	農業・商工業関係 団体等の役職員 学識経験者 町職員	18人以上 内	2年

議案第1号及び第2号説明資料

幕別町6次産業化・地産地消推進協議会規則（令和2年4月1日規則第17号）

（趣旨）

第1条 この規則は、幕別町附属機関設置条例（令和2年条例第11号）に基づき、幕別町6次産業化・地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 6次産業化等に関する市町村戦略（以下「戦略」という。）の策定に関すること。
- （2） 戦略に基づく事業の推進に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

（委員）

第3条 委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて会員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、経済部農林課において処理する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（幕別町6次産業化・地産地消推進協議会設置要綱の廃止）
- 2 幕別町6次産業化・地産地消推進協議会設置要綱（平成31年要綱基準等第3号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

区分	所属・職名
農協	幕別町農業協同組合 営農部長
農協	幕別町農業協同組合 営農部企画課長
農協	札内農業協同組合 農産部長
農協	忠類農業協同組合 営農部長
農協	帯広大正農業協同組合 営農振興部長
商工	幕別町商工会 事務局長
事業者	6次産業化などに取り組む実践者又は団体
農業学識	十勝農業改良普及センター東部支所 支所長
農業学識	十勝農業改良普及センター南部支所 支所長
金融機関	北洋銀行幕別支店 支店長
行政機関	幕別町経済部農林課長
行政機関	幕別町経済部商工観光課長
行政機関	幕別町忠類総合支所経済建設課長
行政機関	幕別町学校給食センター所長

議案第3号 幕別町6次産業化・地産地消等推進戦略の点検及び評価について

幕別町6次産業化・地産地消等推進戦略に基づき、6次産業化等の成果目標について、点検及び評価を別紙のとおり実施する。

議案第3号説明資料

幕別町6次産業化・地産地消等推進戦略（H31.3） 6次産業化等の成果目標の点検及び評価について

1 計画期間（戦略P2）

令和元年度～令和5年度（5年間） ※目標年度：令和6年度

2 進行管理（戦略P2）

3月に開催する推進協議会において実施状況を検証し必要に応じて戦略の見直しを行う。

3 幕別町の重点を図るべき農畜産物（戦略P7～8）

①幕別和稔じょ1号、②インカのみぎめ、③ゆり根、④有機JAS認定農作物、⑤十勝ロイヤル・マンガリツツア豚、⑥どろぶた、⑦シュベービッシュ・ハル豚

4 現状と課題を踏まえた6次産業化等の推進方策（戦略P9～10）

(1)人材育成、(2)6次産業化・農商工連携の促進、(3)地産地消の推進、(4)食農教育・食育活動の推進、(5)販路の拡大、(6)地域ぐるみの新商品開発プロジェクト、(7)有機JAS認証農産物・加工品

5 6次産業化等の成果目標

(1) 幕別町におけるグリーンツーリズム施設等の交流人口と観光プラン（戦略P11）

成果目標		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	成果目標の点検及び評価
①年間交流人口	目標値	357,500	383,000	390,000	400,000	410,000	420,000	
	実績	361,847	346,830	298,205	293,913			
②農泊受入れ戸数	目標値	45戸	50戸	50戸	53戸	53戸	55戸	
	実績	36戸	40戸	0戸	0戸	9戸		
③観光プランの累計件数	目標値	5件	6件	7件	8件	9件	10件	
	実績	5件	5件	5件	5件	5件		

(2) 幕別町における新商品開発取組事業所等の件数（5年間で6件増を目標とする）（戦略P12）

成果目標		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	成果目標の点検及び評価
①新商品開発の累計件数	目標値	3件	5件	6件	7件	8件	9件	
	実績	3件	3件	4件	5件	7件		

ウ

(3) 幕別町における加工施設等の新設件数と一般労働者の雇用創出数（5年間で3件増を目標とする）（戦略P14）

成果目標		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	成果目標の点検及び評価
①加工施設等の累計件数	目標値		1件	1件	2件	2件	3件	
	実績		1件	1件	1件	1件		
②正規社員の雇用創出 （常用雇用の正社員）	目標値		1人	1人	1人	0人	1人	
	実績		0人	0人	0人	0人		
③通年パートの雇用創出 （契約・派遣社員）	目標値		1人	1人	2人	1人	1人	
	実績		1人	0人	0人	0人		
④季節パートの雇用創出 （4か月以上の長時間労働）	目標値		0人	0人	5人	0人	5人	
	実績		0人	0人	0人	0人		

(4) 幕別町における農業者等の総合化事業計画の認定件数（5年間で3件増を目標とする）（戦略P15）

成果目標		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	成果目標の点検及び評価
①総合化事業計画の累計認定件数	目標値		4件	4件	5件	5件	6件	
	実績	3件	4件	4件	4件	4件		

ト

(5) 加工製品の原材料となる農産物の作付面積の増加の効果（戦略P16）

◎ 重点を図るべき農畜産物の作付面積

成果目標		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	成果目標の点検及び評価
①幕別和稔じょ1号	目標値	4ha					4ha	
	実績	4ha	3ha	4ha	4ha	4ha		
②インカのめざめ	目標値	110ha					120ha	
	実績	119ha	126ha	138ha	139ha	150ha		

◎ 有機JAS認証農産物の作付面積（加工品群の原材料となるもの）

成果目標		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	成果目標の点検及び評価
①馬鈴薯	目標値	8ha					10ha	
	実績	6ha	6ha	6ha	6ha	6ha		
②豆類	目標値	14ha					16ha	
	実績	15ha	14ha	13ha	13ha	14ha		
③トマト	目標値	10a					20a	
	実績	0a	0a	24a	0a	0a		
④ミニトマト	目標値	10a					20a	
	実績	0a	0a	0a	22a	22a		

※ 環境保全型農業直接支払交付金の実施面積による（対象：有ベルセゾンファーム）